

新市市民交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村合併により新市域となる市民との一体感を醸成し、それぞれの地域の市民相互の交流活動を促進するために実施する新市市民交流事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則「以下、規則という。」(昭和45年相模原市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 補助対象事業は、市内に活動の本拠を有する政治、宗教及び営利活動を目的としていない市民団体、NPO、その他の団体が実施する、合併を機に市民の交流が深まる契機となる事業で、概ね30人以上で実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業については、補助対象としない。

- (1) 相模原市又は他の公共的団体が実施する助成制度等を受けているもの
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした事業
- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
会場使用料、印刷費、通信事務費その他事業の実施に必要と認められる経費	2分の1以内	100,000円(宿泊を伴うものにあつては200,000円)

(補助申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、新市市民交流事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定に基づき交付の決定をしたときは、新市市民交流事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定をしたときは、新市市民交流事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更)

第6条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助対象事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をする場合は、遅滞なく新市市民交流事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による新市市民交流事業補助金変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、前条の規定による決定を変更することができる。

(変更承認及び通知)

第7条 市長は、前条の申請に基づき変更の承認をしたときは、新市市民交流事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により、非承認としたときは新市市民交流事業補助金変更非承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 補助事業者は、事業の終了後速やかに新市市民交流事業実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。また、この実績報告の提出と同時に市所定の請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(補助額の確定及び支給)

第9条 市長は前条の報告等があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、支給するものとする。

2 市長は補助金の目的を達成するため、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は平成21年3月31日限りで効力を失う。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。